

就労状況からみた釜ヶ崎労働者の現在

島 和博

大阪市立大学助教授

(一)

西成警察署が作成した一九九一年度版の資料（「あいりん91」）には、決して広いとは言えない釜ヶ崎地区内に、推定二万一〇〇〇人の日雇労働者（そのほとんどは単身・男性）が居住していると報告されています。それ以外に、長期にわたって飯場に入って働いていて、盆と正月には釜ヶ崎へ「帰ってくる」労働者や、釜ヶ崎以外の地域に居住しながら仕事はセンターでさがす労働者をも釜ヶ崎労働者としてカウントするならば、その数は三万人を越えるとする推計もあります。^{注1}

いずれにしても、これら多くの労働者は文字通り日々こ

の釜ヶ崎で仕事を探し、賃金を得て、自らの生活をささえているわけです。すなわち「単身・男性・日雇」労働者の密集居住地区としての釜ヶ崎の実質は、そこに生きる労働者の労働と生活の総体によって構成されているのです。

しかし、現在の釜ヶ崎をまさに釜ヶ崎たらしめているその根幹は何か、という側面から言うならば、釜ヶ崎とはまずなによりも、資本と賃労働が出会う場、資本家と労働者とのあいだで日々労働力の売り買いがなされる場、すなわち「労働市場」であると定義することができます。この「労働市場」としての釜ヶ崎という側面が、そこで生きる労働者の労働と生活のありようを何よりも大きく左右することになるのです。

これに対して、「普通の」市民の場合は、少なくともその日常的な生活過程においては、「労働市場」などというものとはまったく無縁に生きていくことができます。「普通の」市民もその大部分は賃金労働者（「市民的労働者」^{注2}）であり、その意味では自己の労働力を日々販売することによってのみ生きることが可能な存在です。この点では「普通の」市民も釜ヶ崎の日雇労働者もまったく同じです。しかし、おそらく多くの「普通の」市民は、とりわけ「正規の」社員・従業員として企業や役所に雇用されている「市民的労働者」は、自分が自らの労働力を資本家に売っているのだという自覚はほとんどないでしょう。なぜなら、彼らにとって企業や役所に雇用されているという事実はあまりにも自明の事柄としてその生活の根底にあり、自己のひとつの「属性」であるかのごとくその個人にはりついてしまっているのです。そのことが自覚的に反省されることはないからです（もしも反省されるときがあるとしたら、それは自らが解雇されるときです）。

しかし私たちの社会における賃労働と資本の関係は、このような「市民的労働者」の「安定した」雇用―被雇用の関係だけで構成されているわけではありません。「現代日本における雇用関係は、常雇の雇用関係（慣行としての終身的雇用が中心）とそれ以外の臨時的・季節的・日雇的雇用がある」

のです。後者は本質的にきわめて不安定な、すなわち簡単に言えば資本の意思によってきわめて容易にその関係が解消されうる（首を切ることができる）ような、そのような雇用関係です。そして、このような不安定な雇用関係のもとで自分の労働力を販売することのできない労働者（不安定就業者）が、現在の日本には膨大に存在しています。資本（家）が自己の都合にあわせて、自由に雇用し、また解雇することができる労働者を必要とし、そしてそれを可能とするような制度的・非制度的仕組みがある限り、このことは不可避です。

「労働市場としての釜ヶ崎」はこのような不安定就業者層のための労働市場のひとつであり、しかもその最下層、どんづまりに存在する労働市場（しかもたてまえた言えれば非合法「アングラ」労働市場）なのです。ここより「下」はもはや存在しません。それゆえ、もしも労働者がさまざまの理由によって（たとえば病気や障害や高齢化などによって）ここで自己の労働力を売ることができなくなつたとすれば、そのことは、少なくとも現在の私たちの社会では、もはや労働力としてはその労働者は無価値であるということ在意味します。そして、労働力の担い手として無価値になった釜ヶ崎の日雇労働者が、現在の私たちの社会において甘受しななければならない運命の、そのひとつのかたが野宿（アオ

カン)であり、そしてついには行旅死亡(野垂れ死)なのです。

二

「釜ヶ崎の朝はドヤから始まる。朝四時に起きてセンター(ア
イリン職安下の寄り場)へ出掛け仕事を捜す。センターの
シャッターは五時に開くが仕事は四時から始まっている。春夏
秋冬、現金で暮らすにはこれしかない。朝まだ明けやらぬうち
に、うまくいけば今日の仕事が決まる。求人に来る人夫出し
(労働者供給事業―口入れ屋)の親父、請負業の親方に、俺達
を売りつけて仲介料をピンハネする手配師と仕事の折り合いが
つけば車に乗り込む。これでその日の就労が決まり日当七五〇
〇円で各現場に配達される。」

この文章は一九八四年当時の、センターでの「仕事探し」
の様子を描写したもので、現在から一〇年ほど前のそれな
のですが、その記述は現在でもまったく古くなってはいま
せん。もちろん日当は現在では一万三〇〇〇円前後になっ
てはいますが。

しかし、そもそもなぜ、釜ヶ崎の労働者は毎日「朝の四時
に起きて」仕事を探さなければならぬのでしょうか。それ
は、日々雇用され、そして日々解雇される釜ヶ崎の日雇労働
者です。

この「崩壊」のツケだけはきつちりと、しかも一番最初に、払
わされているというわけです。いざれにしても、このような
文字通り「自由」で恣意的な大規模「雇用調整」(＝首切り)
が可能な場所は、釜ヶ崎(や山谷などの寄せ場)以外には存
在しないのではないのでしょうか。

たしかに、「安定した」雇用を約束されていたはずの「市
民的労働者」の周囲でも、最近では徐々に「リストラ」など
といったかがわしいかけ声とともに、労働者の配置転換、
操業短縮、一時帰休、賃金カット、そして首切りさえもが始
まっています。そしてこうした「調整」はパート・臨時雇
用の労働者や「外国人」労働者等の「不安定就業層」に対
しては、もっと早い時期から、より直接的・露骨なかたちで
進められてはいました。その意味では「市民的労働者」も寄
せ場の労働者も等しく「資本の論理」に翻弄されているのだ
とは言えるのですが、それでも、前者に対しては資本によつ
てそれなりに施される配慮と保障のひとかけらさえも、寄
せ場の労働者にとっては存在しないという事実の持つ意味
はきわめて大きいのです。

朝のセンターで手配師を通じて就労する、いわゆる「現
金」仕事に関して言えば、二万一〇〇〇人の労働者に対し
て、一九九二年度で、一日平均二八七二人の求人(最高の求
人があった日で四七五六人、最低の日はずかに七五人)

者にとって、センターでその日の仕事を確保することがで
きるか否かは、文字通り自己の生き死にに直結しているか
らです。センターにやってくる求人手配のマイクロパスの
台数の減少が、ただちにそのまま野宿労働者と行旅死亡者
の数の増加を意味するという構造的現実が、ここ釜ヶ崎に
は厳然として存在しています。そして、その現実のもとで、
この現実と折り合って生きていかなければならない寄せ場
の労働者にとって、「朝四時に起きて」仕事を探すというこ
とは「これしかない」選択なのです。

もともと「労働市場としての釜ヶ崎」は、資本(直接的に
は建設・土木資本)にとって「自由で無償の雇用調整」を
可能とするために作りあげられ、維持されているのです。
から、そこで形成される雇用―被雇用の関係は、本来的に、
景気の変動や資本(家)の恣意に容易に左右されてしまっ
きわめて不安定なものです。

たとえば、西成労働福祉センターの一九九二年度の「事業
報告」によれば、同センターにおける一九九一年の「現金
(日雇)求人・紹介数」は件数で一四万四二九一件、人員数
で一六四万五五七八人でした。それが翌一九九二年にはそ
れぞれ一〇万七九〇三件、一〇三万四〇三六人へと大幅に
減少しています。釜ヶ崎の労働者が、いわゆる「ダブル経
済」の演出にいささかの責任があったわけでもないのに、そ

でした。たしかに、釜ヶ崎の全ての労働者が「現金」で仕
に行くわけではありません。釜ヶ崎における就労形態は、大
別すれば、朝のセンターでの手配師との交渉を通じて日々
就労する「現金」就労と、一定期間の契約で飯場等に入って
就労する「期間雇用」、そして人夫出し(手配師)の斡旋を
経ずに直接雇用主と日々の雇用契約を結んで就労する「直
行」の三形態があります。これら三者の就労者数の比率は
はつきりとはわからず、またその区分自身はかなり流動的
です。そこで今かりに、この三者比率が一对一对である
とすれば、「現金」就労(希望)者は少なく見積もっても七〇
〇〇人、これに対する求人数は二八七二人で、単純に計算し
ても三日に一日仕事にありつければ良いほうだということ
になります。まさに、「うまくいけば今日の仕事が決まる」
といった状況下で、労働者は仕事を探さなければならぬ
のです。

センターでそれゆえ、毎朝、労働者のあいだで仕事を求め
ての熾烈な競争が展開されることにもなります。なぜなら、
三日に一日の就労では、主として建設・土木の重筋労働に
従事しなければならぬ釜ヶ崎の日雇労働者にとっては、
自己の肉体を正常な状態で維持していくのさえ困難になり
ます。さらにそれ以上に労働者にとって深刻な問題は、アプ
レ手当て(正式名称は「雇用保険日雇労働求職者給付金」)

項目 年度	新規取得者数	有効手帳保持者数	保険金給付実人員数 (各月合計)
1988	1,408	17,461	165,521
1989	1,106	15,371	140,276
1990	944	14,330	126,730
1991	1,013	13,250	114,602
1992	1,015	12,625	102,808

の受給資格を維持していくことが不可能になるということ^{注9}です。そしてアプレ手当を受給できないということは、アプレ（失業）がそのままアオカン（野宿）に直結することを意味します。

ちなみに、上の表はここ数年における白手帳（「雇用保険日雇労働被保険者手帳」）の新規取得者数、有効手帳保持者数、保険金給付実人員数の推移を示したのですが、年ごとに手帳保持者数と給付人員数が減少している様が見てとれます。この「減少」について、たとえば、先の西成警察署の報告（「あいりん'91」）は「昭和六二年四月からの白手帳新規取得者に対する住民票等の提出義務化以来、あいりん職安による『給付の適正

化』の行政指導、加えて、その後の景気回復や賃金の上昇によりアプレ手当（六二〇〇円）の魅力が薄れてきたことから、有技能者を中心に白手帳離れが進んだものと思われる」と述べているが、果たしてそうなのでしょうか。たしかに、「不正給付防止」「給付の適正化」という名目のもとになされた^{注9}「できるだけ日雇労働者の失業保険を支払わないようにする」政策が、この「減少」の大きな原因であったことは事実ですが、「アプレ手当（六二〇〇円）の魅力が薄れてきた」というのはまったくの嘘です。釜ヶ崎の労働者にそれほど余裕は絶対ありません。むしろ、受給資格に必要な就労日数をまったく確保できなくなった労働者が白手帳を捨てた（捨てさせられた）と考えた方が正しいだろうと思います。

いずれにしても、アプレ手当を受給する条件が厳しくなれば、必然的に仕事を求めての競争は増幅され、激しくなっていくかざるをえません。そして、資本による「自由で無償の雇用調整」がもたらす就労の本来的な不安定性に、この労働者間の競争が加わることによって、釜ヶ崎は単なる「労働市場」から、より直接的に労働者を選別・管理・支配するための「労務統括機構」へと「高度化」していくことになりま

(三)

「労働市場としての釜ヶ崎」を実質的に支配し、宰領しているのが「人夫出し」と呼ばれる違法の「人材派遣業者」であり、そのもとで日々の労働者募集の活動を毎朝センターで行っているのがいわゆる「手配師」です。人夫出し（「手配師」とは現象的には、建設・土木産業における重層化された元請け—下請け関係のその最末端にあつて、資本に対しては労働力を、そして労働者に対しては仕事を斡旋することによって利ザヤをかせぐ（ピンハネする）、そのような存在です。この意味ではたしかに人夫出し（「手配師」）は、「労働市場としての釜ヶ崎」に「寄生」しているに過ぎないとも言えるのですが、しかし、実際にはそれだけではありません。

下田平裕身は「一方で建設資本—直接的雇用主が労働市場への責任を避け、他方で寄せ場という労働力プールが存在するとすれば、ここに両者を結ぶ市場コネクター—手配師が登場する余地と必然性がある」と述べていますが、資本が「労働市場としての釜ヶ崎」に何の責任も果たさずに（そして行政も一切の任務と責任を放棄しています）、ただそこを「自由で無償の雇用調整」の場として利用できるのは、まさにこの人夫出し（「手配師」）「制度」があるおかげ

なのです。逆に言えば、人夫出し（「手配師」）は総（建設）資本から「労働市場としての釜ヶ崎」の管理と統制という仕事を請け負っているのだとも言えます。このことを象徴的に示しているのが一九九二年の夏に起きた「林建設事件」です。その事件の概要は以下のようなものです。

「事件は七月一日、林建設の手配師田中某が、「顔付け」求人を行い、さらに抗議した井上一夫さんに暴行を加えました。七月三日、再びマイクロバスで求人に来ていた田中に対し、井上さん、和田さんの二人が、抗議の意を込めてマイクロバスに放火しました。これが、検察から殺人未遂事件に問われ裁判が行われています。その一人和田さんは、釜ヶ崎で一三年も働くベテランの労働者ですが、梅雨期の不況では就労さえできませ^{注11}

この事件の発端となった「顔付け」とは、センターでの求人の際に、手配師が自分の顔見知りや、気に入った労働者、若くて元気そうな労働者を「選別的に指名して声を掛け、彼らに仕事を斡旋することなのですが、景気が悪くなると求人数が減つてくると、センターでこの「顔付け」が横行することになります。すなわち、手配師が買い手市場であるという状況を背景にして、労働者を「選別」するわけです。当然のことながら、若くて、まじめで、文句を言わず、現場でトラブルを起こさないような「良い」労働者がこの「顔付

け」で仕事に就けるようになる一方で、高齢者や「文句の多い」労働者は排除されることになりす。

少し古いデータですが、一九八三年に「釜ヶ崎差別と闘う連絡会」がおこなった「釜ヶ崎労働者の労働・生活実態調査」によれば、「顔付けによって仕事をことわられることがありますか」という質問に対して八八人中二四人（二七・三パーセント）の労働者が「よくある」と答え、一人（二・五パーセント）が「たまにある」と答えています。また、「顔付けについてあなたの意見をお聞かせください」という質問に対しても、

「顔付けはさくすくすきだ。生活できない」

「顔付けはアカン。（仕事に）行けない人間がふえて、みんな（血液）バンクに行くしなくなつて死んでしまう」

「顔付けはやめて」順番通りに（仕事に）つれてゆくべきだ」

「同じ人間ばかり使わず、ちがう者もたまには（仕事に）つれてゆくべきだ。アブレるものはいつもアブレる。不公平だ」等々の声があがっている。しかし、その一方で「顔付け」を「評価」する労働者の声があることも事実です。

「顔付けは）便利は便利と思う」

「顔付けで仕事に行くには）信用されること、しんぼうが必

要」

して仕事にありつける少数の労働者と、他方には、ほぼ完全に就労の機会を奪われて、日常的にアオカンせざるをえない労働者（「アブレるものはいつもアブレる」）、という二層を析出することになるのです。

そして現在、釜ヶ崎労働者の高齢化が急速に進行するなかで、この人夫出し（＝手配師）「制度」によって多くの労働者がいわば「非労働力」化されつつあります。野宿から行旅死亡へと至る道を強制されつつあるのです。このような現実を目の当たりにしても、行政当局は依然として、少なくとも現段階では、何等の実効的な対応策を打ち出そうとはしていません。手配師によるセンター支配を、「相対方式」として追認する以外に、はたして行政がなすべきことは何もないのでしょうか。

四

釜ヶ崎の労働者が日常的にさらされている労働と生活の根源的な不安定性は、現代の資本主義が「表面的には」解消したとするその「矛盾」と「非人間性」の露骨で無媒的な発現であるにすぎません。高度経済成長の過程を通じて総資本と国家の意思によって形成され、培養されてきた「市民的労働者」の「豊かな」生活過程のなかでは、ほぼ完璧に隠

「みんなが仕事をしないから顔付けがおこるのだ」

「顔付けで）知った人をつけてゆくのは人情。現状ではある程度ヤムをえない」

おそらく、釜ヶ崎の労働者が、「顔付け」によって仕事に就ける労働者と、そこから排除される労働者と分化し、そのどちらの側に回答者が属しているかによって、「顔付け」の評価が二極化しているのだと思われまます。そして、先の「林建設事件」において抗議のマイクロバス「放火」を行った二人の労働者は、この「選別」によって就労の機会を閉ざされた労働者だったのです。

結論的に言えば、この「違法な」人夫出し（＝手配師）制度は、仕事を求めている労働者間の競争をテコとしながら、その競争をますます加速させつつ、寄せ場の労働者を日常的に管理・統制していく仕組みとして存在しているのです。

先の質問に対する回答のなかで、ある労働者が、手配師について「ピンハネするのは腹が立つが、仕事をみつ付けてくるのはいい。いてもいいのじゃないか」と言っています。たしかに人夫出し（＝手配師）は一見すると、労働者に就労の機会を斡旋・提供しているかのように見えるのです。しかし、本当は、「労働市場としての釜ヶ崎」における雇用―被雇用関係の本来的不安定性をより一層増幅させて、その結果、一方には比較的（あくまで「比較的に」です）「安定」

蔽され不可視化されてしまった「資本の論理」と、そしてさらには資本と賃労働のあいだの「非和解的な対抗関係」が、ここ釜ヶ崎ではむき出しの姿で可視化されています。

そして、まさにそうであるがゆえに、釜ヶ崎（とその労働者）の諸現実とは「一般市民社会」からは切断され嚴重に隔離されて、「特殊な」地域として、たとえば「こわい」「あぶない」「きたない」場所（人間）としてフレーム・アップされ、さらには国家の暴力装置による抑圧的な「監視と規制」のもとに置かれなければならないことにもなるのです。

釜ヶ崎とは現在の私たちの社会では、必然的に不可視の存在です。JR「新今宮」駅や地下鉄「動物園前」駅を利用するサラリーマン等の「一般市民」の眼に、物理的には彼らの前に存在する釜ヶ崎（労働者）の現実が、おそらくまったく映っていないはずで、それはちょうど「市民的労働者」としての私たちが、自らの生活過程の基底に潜む「矛盾」と「危機」を、少なくとも事態が「順調に」推移している（と思える）限りは、見ることが容易ではない（あるいは見たくない）のと同様です。

かつて私は「高度経済成長」という名の資本の強蓄積がもたらした虚構の「豊かさ」にいまだ呪縛されているかに見える「市民社会」の住人には視えない現実が、ここ釜ヶ崎では、そして釜ヶ崎からは、はっきりと視えます」と書きまし

	1988	1989	1990	1991	1992
行旅死亡人数	100	89	124	115	269
「現金」求人数	1,605,242	1,874,507	1,854,900	1,645,578	1,034,036

注9 小柳伸顕『金ヶ崎における医療問題』日本寄せ場学会編「寄せ場」

注8 有効な「白手帳」を保持している労働者が、過去二カ月において、それぞれ一カ月に一四日、合計二八日就労していれば、その月に一七日を限度として、一日あたり六二〇〇円の「アプレ」手当が支給される。労働者は、仕事に行った日には、就労証明として雇用主から手帳に「印紙」をはってもらう。一時期、金ヶ崎内でいわゆる「ヤミ印紙」が回り（供給元は多くの場合、白手帳を担保に高利で労働者に金を貸している「手帳金融」屋であり、またその金融屋はほとんどが暴力団によって経営されている）、アプレ手当の受給に必要な就労日数を確保できない労働者が、その「ヤミ」印紙を購入するといった状況がうまれた。この状況を口実に一九八七年から、手帳取得の条件が厳しくする等の「給付の適正化」がなされて、多くの労働者が苦境に追い込まれることになった。

注10 三号（現代書館、一九九〇年）所収
下田平裕身『雇用変動時代のなかの寄せ場』日本寄せ場学会編「寄せ場」一号（現代書館、一九八八年）所収

注11 小柳伸顕『労働と生活』金ヶ崎資料センター編「金ヶ崎歴史と現在」(三)書房、一九九三年）所収

注12 この調査の結果は以下のパンフレットに報告されている。
金ヶ崎差別と闘う連絡会（準）編「金ヶ崎からの現場報告」(一九八三年)

注13 下田平裕身 同右

だが、この考えは基本的には今でも変わっていません。ただし事態が変化したとすれば、それは、これまで嚴重に封印されて来た、私たちの生活過程の内側の「金ヶ崎的現実」が徐々に露出しはじめたのではないかとこのことでは。「成長」「豊かさ」「福祉」「完全雇用」「労資協調」といったもろもろの幻想を裏切る現実が次々に私たちの生活の足元に露出しはじめています。「バブル経済の崩壊」といったふうには、客観的に宣伝されている昨今の経済・社会的な諸状況は、「市民的労働者」の生活圏がもはやどんな意味でも「聖域」ではなくなり、まさに金ヶ崎がそうであるのと同様に、「資本の論理」が直接的に貫徹する場になりつつあるということを示しています。

そして、こうした現在の「危機」的状况は、他ならぬ金ヶ崎労働者の労働と生活の総体に、より一層過酷な現実をもたらしつつあります。本稿はこの現実のほんの一端を、金ヶ崎の日々厳しさを増しつつある就労状況のうちに探ろうと試みたにすぎません。

しかし、これまで、金ヶ崎や山谷に代表される寄せ場の労働者たちは「資本」と「一般市民」社会からの収奪・抑圧・差別の攻撃に対して、その労働と生活の場においてしぶとく闘ってきた歴史をもっています。そしてこの闘いは、この「危機」的状况を境にして新たな段階に入ろうとしている

ようにもみえます。たしかに、下田平裕身が一九八七年という時点で指摘したように、「伝統的な意味での寄せ場の規模が縮小していること、寄せ場がかつてはらんでいたようなエネルギーが後退していることは否定できない」とは言え、一九九〇年一〇月の「金ヶ崎一〇月暴動」が示しているように、寄せ場には依然として「抑圧と差別に忍従することを拒否する、労働者の不逞の精神」が息づいていることもまた確かなのです。

〈注〉

注1 牛草英晴『金ヶ崎一人と街』金ヶ崎資料センター編「金ヶ崎歴史と現在」(三)書房、一九九三年）所収

注2 釜共闘・山谷現闘委編集委員会「やられたらやりかえせ」(田畑書店、一九七四年)

注3 牛草英晴 同右

注4 奥田雅章『金ヶ崎序曲』金ヶ崎差別と闘う連絡会（準）編「金ヶ崎からの現場報告」(一九八三年）所収

注5 左の表は一九八八年から一九九二年までの西成区内における行旅死亡者の数と、センターでの「現金」求人数を対応させて示したものです。
一九九二年度における行旅死亡者数の激増と、「現金」求人数の激減が眼を引きます。

注6 片田幹雄『高度成長期の金ヶ崎(下)』社会評論九三号

注7 西成労働福祉センター「日雇労働者の就労と福祉のため